		1,621.35 MHzから1,626.5 MHzまでの周波数の電波を受信する高機能グループ呼出受信機	ＥＧＩ
	デジタル選択呼出専用受信機の機器	［略］	［略］
	ナブテックス受信機の機器	［略］	［略］
	船舶地球局の無線設備の機器	インマルサットＣ型	ＥＣ
		1,621.35 MHzから1,626.5 MHzまでの周波数の電波を使用する船舶地球局	ＥＩ
	［略］	［略］	［略］
2　用途	［略］	［略］	［略］
3　使用する環境	［略］	［略］	［略］
	船舶地球局の無線設備の機器	［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］
［略］			
5　方式	［略］	［略］	［略］
6　周波数	［略］	［略］	［略］
	船舶地球局の無線設備の機器		［略］
	［略］	［略］	［略］
［略］			

	デジタル選択呼出専用受信機の機器	［同左］	［同左］
	ナブテックス受信機の機器	［同左］	［同左］
	インマルサット船舶地球局の無線設備の機器	インマルサットＣ型	ＥＣ
		［新設］	［新設］
	［同左］	［同左］	［同左］
2　用途	［同左］	［同左］	［同左］
3　使用する環境	［同左］	［同左］	［同左］
	インマルサット船舶地球局の無線設備の機器	［同左］	［同左］
	［同左］	［同左］	［同左］
［同左］			
5　方式	［同左］	［同左］	［同左］
6　周波数	［同左］	［同左］	［同左］
	インマルサット船舶地球局の無線設備の機器		［同左］
	［同左］	［同左］	［同左］
［同左］			

備考　表中［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第四十四条第一項に基づき、及び同法を実施するため、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二日

農林水産大臣　野上浩太郎